

ID: 0522

担当部署: 健康福祉部 高齢福祉課

処分の概要	指定居宅介護支援事業者の指定の更新		
法令名 根拠条項	介護保険法 第79条の2		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第79条の2の規定による。 (指定の更新) 第79条の2 第46条第1項の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。 ○長門市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 30 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 11 日